○厚生労働省令第百十三号

労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第七十五条第二項の規定に基づき、労働基準法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年九月三十日

厚生労働大臣　田村　憲久

労働基準法施行規則の一部を改正する省令

労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二第四号3中「うるし」の下に「、テレビン油」を加える。

別表第一の二第七号18中「17」を「20」に改め、同号18を同号21とし、同号10から同号17までを三つずつ繰り下げ、同号9を同号10とし、同号10の次に次のように加える。

11　一・二―ジクロロプロパンにさらされる業務による胆管がん

12　ジクロロメタンにさらされる業務による胆管がん

別表第一の二第七号8を同号9とし、同号7を同号8とし、同号6を同号7とし、同号5の次に次のように加える。

6　ベリリウムにさらされる業務による肺がん

附　則

この省令は、平成二十五年十月一日から施行する。

○厚生労働省令第百十四号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第十四条第一項、第五十六条の二十四及び第五十六条の二十五の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年九月三十日

厚生労働大臣　田村　憲久

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表一の項中「感染性胃腸炎」の下に「（病原体がロタウイルスであるものを除く。）」を加え、同表に次のように加える。

六　感染性胃腸炎（病原体がロタウイルスであるものに限る。）	診療科名中に小児科を含む病院若しくは診療所又は患者を三百人以上収容する施設を有する病院であって、その診療科名中に内科及び外科を含むもの

第三十一条の三十第三項及び第四項並びに第三十一条の三十四第四項中「第三条第一号若しくは第二号」を「第三条第二号若しくは第三号」に改める。

附　則

この省令は、平成二十五年十月十四日から施行する。

○厚生労働省令第百十五号

検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）第二十条、第二十六条第一項及び第二項並びに第二十六条の二の規定に基づき、検疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年九月三十日

厚生労働大臣　田村　憲久

検疫法施行規則の一部を改正する省令

検疫法施行規則（昭和二十六年厚生省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

様式第六の一の表面中「管理機関」を「実施機関」に改める。

様式第六の二を次のように改める。

様式第六の二（第七条、第九条の二関係）

148mm
（表　面）

の予防接種に関する国際証明書

INTERNATIONAL CERTIFICATE OF VACCINATION OR REVACCINATION AGAINST

氏名 This is to certify that [name] ＿＿＿＿＿＿＿＿ 生年月日 , date of birth ＿＿＿＿＿＿＿＿ 性別 , sex ＿＿＿＿ ,

署名 whose signature follows ＿＿＿＿＿＿＿＿

この証明書は、上記に署名した者が、ここに記入した年月日に　　の予防接種又はその再接種を受けたことを証明するものである。

This is to certify that whose signature above has on the date indicated been vaccinated or revaccinated against.

年月日 Date	予防接種実施者の署名及び職業上の資格 Signature and professional status of vaccinator	ワクチンの製造所及び製造番号 Manufacturer and batch No. of vaccine	量 Dose	実施機関の公印 Official stamp of administering centre
1				

100mm